

会 議 録

会議の名称	平成27年度 第1回 所沢市成年後見制度推進検討委員会
開催日時	平成27年 5月22日(金) 15時00分 ~ 16時50分
開催場所	市役所高層棟4階 401会議室
出席者の氏名	渡辺 富士夫(委員長)、田中 満枝(副委員長)、近藤 宏一、原 紘一、秋田 純子、安藤 泰子、植村 里美、池田 弘、並木 和人、池田 隆人、市来 広美、黛 浩一郎、原口 紀子
欠席者の氏名	仲 法寛
説明者の職・氏名	
議 題	(1) 市民後見人の養成について (2) その他
会議資料	【配布資料】 資料1 市民後見人養成の概要(案) 資料2 市民後見人養成フロー兼スケジュール(案) 資料3 県内近隣自治体の状況 参考資料 第2次所沢市地域福祉計画
担当部課名	福祉部 福祉総務課 地域福祉推進室 電話04(2998)9113 福祉総務課長 北田 裕司、福祉総務課主幹 斎藤 伸壽 福祉総務課副主幹 佐藤 尊之、福祉総務課主任 小古井 一樹 福祉総務課主任 吉田 依里

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
<p>事務局 (齋藤主幹)</p>	<p>1. 開 会 開会を宣言した。</p> <p>○会議の運営方法に関して ①会議の公開・非公開、②会議録の記録方式、③会議録の確定について、それぞれ、全委員の承認に基づき、下記のとおり決定した。 ①会議の公開・非公開について（原則、公開とする） ②会議録の記録方式について（発言者名は公開とし、要約方式で記録する） ③会議録の確定について（委員長に署名・承認を得て、確定する）</p> <p>○会議に関する説明・資料の確認 下記事項の説明を行い、その後、資料の確認を行った。 ・会議の終了予定時刻（16時30分） ・本日の委員会における委員・事務局以外の参加者（傍聴者2名、報道機関0名）</p>
<p>事務局 (小古井主任)</p>	<p>2. 議 題 <u>(1) 市民後見人の養成について</u> 事務局より、資料1～3を用いて、前回委員会にて出された各委員からの意見を踏まえ、市民後見人養成の概要について説明を行った。</p> <p>以下、質疑等</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>市民後見人の養成について事務局から説明があったが、一つずつ順を追ってご意見を伺いたい。</p> <p>まず、資料1の「募集～研修実施」のうち、定員については、前回の委員会で黨委員から所沢市社会福祉協議会（以下、「所沢社協」と言う。）の状況についてご説明をいただき、概ね20名ぐらいが妥当ではないかという話になったと記憶している。今回示された事務局案は、最終的に養成しようとする市民後見人の数を想定し、かつ、その人数を募集時から定員として設けるものである。このことについて、ご意見はあるか。</p>
<p>秋田委員</p>	<p>この20名というのは、所沢社協で支援や監督ができる数を想定し、設定しているものか。</p>
<p>黨委員</p>	<p>所沢社協としては、現段階で、監督については担うことができないと考えている。法人後見については、今年度から来年度にかけて、10件程度受任することを想定している。仮に、一人の被後見人に対して一人の支援員を充てるということであれば、養成講座の修了者を10名程度受け入れることができると思う。また、来年度以降について、当面は法人後見の受任件数を10件以上に増やすつもりはなく、受任した案件について、しっかりと取り組んでいくことを目指している。所沢社協以外であっても、例えば</p>

秋田委員	<p>他の士業の方や、市内で法人後見を受任している法人が受け皿となってもらうことで、合計20名の定員としてもよいのではないか。</p> <p>所沢市で市民後見人養成講座を修了すると、ある種のお墨付きをもらったというような形になると思う。最初に受講資格を決めるときには、意欲だけではなく、その方が信頼をおける人物なのかどうかという点も検討した方がよいと思う。申込みが多かった場合、どのように20名に絞っていくのか。</p> <p>また、所沢市が修了者を最後までバックアップするのか、または、講座修了後に受け皿を探し、そこに入らない人についてはバックアップしないのか、講座を修了した方が、その後、どのように活動するのが心配である。</p>
安藤委員	<p>受講者の選定にあたっては、作文によって意欲を測るだけでは心配なので、どのような人柄かについても確認できればよいと思う。</p>
事務局 (小古井主任)	<p>事務局案としては、養成する市民後見人を20名とし、募集の段階からその人数を定員としている。定員を数名程度上回った場合の扱いについては検討が必要だが、20名を大幅に超過した申し込みがあった場合は選考を行うこととしたい。選考方法の詳細については未定だが、応募の様式とともに、意欲を測るための作文を提出していただくことを考えており、面接については現段階では考えていない。</p>
渡辺委員長	<p>秋田委員の質問に対する事務局の考え方について確認したい。20名が講座を修了したとして、その後、例えば何名かを法人後見の支援員として受け入れ、その他の方には何もフォローしないという趣旨ではないということでしょうか。すなわち、養成予定の20名については、全ての方にアフターフォローを行い、この枠組みの中で養成するという趣旨でしょうか。</p>
事務局 (小古井主任)	<p>そのとおりである。</p>
秋田委員	<p>修了者が、アフターフォローを辞退することはできるのか。</p>
事務局 (北田課長)	<p>修了者については、実践編を終えた段階で、面接等によりその後のことを確認したい。所沢市の講座は市民後見人として養成することを前提としたいので、アフターフォローについてもしっかりとやっていきたい。また、養成講座修了後については、所沢社協をはじめとした法人で、支援員として経験を積むのがよいと考えている。</p>
秋田委員	<p>講座修了者をフォローするというよりは、補助していかないと、場合によっては、修了者が自由に後見活動をできてしまうことにもなりかねないのではないか。信頼できる人でないと、財産管理等を任せてよいのかが不安である。修了者を誰が担保するのかと</p>

<p>渡辺委員長</p>	<p>いう点については、養成を行う所沢市に責任があると思う。そういったことまで考えた上で、スタートしないといけないのではないかと。</p> <p>家庭裁判所は、所沢市の養成講座の修了証を持っているというだけの人を、簡単に後見人には選任するものではない。養成講座の枠は出てしまいが、今後、例えば所沢社協での活動経験が2年ある等、ある程度、受任させたい人を別枠の名簿にするというような構想があったほうがよい。リーガルサポートでも、一定の研修を受けないと、名簿から外される仕組みとなっている。現段階では詳細の検討には至らないまでも、今後の課題ということで、事務局の方でも認識しておいていただく必要があると思う。</p> <p>次に、20名の募集に対し、20名以上の応募があったとき、どのような選考を行うのか、落選した人に対するその後のフォローをどうするのか等について、安藤委員から質問があった。これは、周知啓発にも関係すると思うが、事務局ではどのように考えているか。</p>
<p>安藤委員</p>	<p>他市の事例では、養成講座を2～3回行っているところもあるが、例えば1回目の講座に落ちた方に、2回目の講座を受講していただくようなことはできるのか。</p>
<p>事務局 (小古井主任)</p>	<p>まず、現段階では、養成後の活動の場となる受け皿を想定した上で、受講者の人数を設定しているため、仮に20名を養成した後、第2回の養成講座の受講者を募集するにあたっては、さらなる受け皿との兼ね合いがある。そのため、現段階では、2年単位で20名ずつ養成していくと申し上げることはできないが、後見の担い手不足という課題に対して、養成講座を1回のみでの開催で終わらせるべきとも考えていない。養成後の受け皿の充実については、継続して取り組んでいく必要があると認識している。</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>養成人数としては、根拠として、その受け皿の想定があるので、概ね定まったものと思うが、初めの段階で20名を募集することに対して、ご意見はあるか。</p>
<p>近藤委員</p>	<p>受け皿としては、所沢社協での法人後見の支援員を考えているのか。その場合、それはボランティアなのか、所沢市から報酬等の費用が払われるのか。</p> <p>また、市民後見人候補者名簿への登録期間について、65歳の方が講座を受講し修了した場合、例えば70歳を超えたら候補者名簿から外れる等の年齢要件はあるのか。</p>
<p>事務局 (小古井主任)</p>	<p>受け皿として所沢社協を想定した場合、法人後見の支援員として、対価の発生する形で雇用等をしていただく形になるかと思う。</p> <p>また、候補者名簿については、特に年齢要件を設けることは考えていない。ただし、実際に市民後見人として選任されることを見据えれば、家庭裁判所が何歳ぐらいまでの方を後見人として選任できるのか、考え方のすり合わせを行う必要があると考える。</p>
<p>原委員</p>	<p>候補者名簿の登録更新について、「年に一度、面談を行い、登録の際の基準を満たし</p>

	<p>ているか確認する」という記載があるが、その基準の中には、25歳から65歳という年齢制限があるのではないか。</p>
<p>事務局 (小古井主任)</p>	<p>候補者名簿の登録更新については、申し込みの際の基準を適用するわけではなく、候補者名簿へ登録した際の基準を、一年ごとに再確認するという意味である。その際には、年齢を要件とはせず、市内に継続して在住していることや、健康状態、活動を続ける意思などについて確認することを想定している。</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>では、一つずつ順番に議論をしていきたい。まず、募集定員を20名とする点について、ご意見はあるか。</p>
<p>近藤委員</p>	<p>先程は、例えば年齢制限を設けることで名簿登録者が徐々に減っていくことが想定されるので、そこで空いた人数分を埋めるために改めて募集をする等、募集の基準を候補者名簿に置くのも一つの方法かと思い発言した。</p> <p>講座修了者を所沢社協等の法人で雇用するという形で受け皿を設けるとして、沢山の修了者が出てしまうと、その分雇用する人数が増えるので、受け皿側としては給料の支払いが大変になる場合があると思う。事務局では、費用面での補助については考えているか。</p>
<p>黛委員</p>	<p>所沢社協として、現状では雇用という形ではなく、日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）の支援員と同じように、委嘱する形で受け入れたいと思っている。</p> <p>1件当たり月々2万5千円の収入も見込めない案件に対し、職員として雇用するのは現実的には難しい。</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>他市の状況を見ると、非常勤職員で雇用という記述があるが、費用面で市から補助が出ていたり、もしくは、各市の社協だけが負担したりというようなことについての確認は取っているか。</p>
<p>事務局 (小古井主任)</p>	<p>他市の状況については、そこまでの確認を取っていないので、確かなことは申し上げられない。</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>この件については、養成人数を20名とすることに対する確認だと思うが、市の予算や調整等もあるかと思うので、ご意見があったということで留めたい。ただし、修了者については所沢市で最後まで責任を持ち、フォローしていく。そして、場合によっては法人後見の支援員として活動していただく方に所沢市から手当を出す等、考えておく必要がある。</p>
<p>近藤委員</p>	<p>現在、所沢社協で委嘱しているあんしんサポートねっとの支援員は、ボランティアでやってもらっているのか。</p>

<p> 黛委員 事務局 (北田課長) </p>	<p> その他報酬という形で、1時間または1回あたりの報酬でやってもらっている。 あんしんサポートねっとは、支援員に対して利用者が支払う費用があると思うが、生活保護を受けている方については県社協から補助を受けていると聞いている。法人後見についても、他の社協では同じような形で支援員として委嘱をし、対価として報酬が発生しているのか。 </p>
<p> 黛委員 </p>	<p> あんしんサポートねっとについて、埼玉県からは雇用を進めてほしいと言われているが、その事業だけでは収入が見込めないため、実際に雇用することは難しい。法人後見の支援員についても、各社協では、同じパターンとしてとらえていると思う。 </p>
<p> 渡辺委員長 </p>	<p> 仮に、他の法人や他の土業の支援員になった場合を想定し、所沢市から費用の補助ができるのかについて、今後の検討課題としてもらいたい。いずれにしても、受講者20名は、市民後見人として、最終的には家庭裁判所に信頼して選任してもらえる人たちに育てていくというところは動かないということによいか。 </p>
<p> 事務局 (小古井主任) </p>	<p> 最終的には市民後見人として活躍してもらえる方を養成するということを目指するとともに、養成講座を修了し、候補者名簿に登載されたが、活動の場が無いということにならないように、全体としての枠組みを明確にした上で募集をかけたい。 </p>
<p> 渡辺委員長 </p>	<p> 費用面の補助については、本日の意見を踏まえて検討していただき、今後の委員会で知恵を絞るということとしたい。 修了予定者数については20名に設定するという事によろしいか。 </p>
<p> 委員一同 </p>	<p> (全委員了承) </p>
<p> 渡辺委員長 </p>	<p> また、募集定員の20名について、応募者多数の場合は、選考に落ちる人がいたとしても、募集人数20名、修了者20名という事務局案のスキームに対しては、総意で賛成ということによいか。 </p>
<p> 委員一同 </p>	<p> (全委員了承) </p>
<p> 渡辺委員長 </p>	<p> では、定員については、事務局案で進め、所沢市として市民後見人養成講座を開催することとしたい。 選考に落ちた人をどうフォローするかという点については、別途お考えいただき、次回以降の委員会で検討課題としたい。 次に、事務局案では、募集要件として、年齢を25歳以上65歳以下と設定しているが、これについてご意見はあるか。所沢市のコンセプトである「受講者全員を市民後見人に養成する」ということを考えたとき、この年齢案についてはいかがか。 </p>

池田（弘）委員	フルタイムで仕事を持っているような方は、この講座を受講できるのか。昼間の開催だとすると、現役を退いた方や、年齢の高い方が来るのではないか。
事務局 （北田課長）	例えば65歳の方が申し込まれた場合、講座修了まで2年かかり、フォローの期間を1年と考えると、年齢は68歳程度になる。後見人として実際に活動するにあたり、ある程度、年齢的に若い方がよいと考えたことが、この年齢を設定した理由の1つである。年齢制限を設けていない市町村もあるが、仮に80歳の方が受講して、修了後に市民後見人として実際に活動できるかを考えたとき、やはり、ある程度の年齢制限を設けた方がよいと考えたものである。
渡辺委員長	下限の25歳についてはいかがか。
原委員	他市の状況を見ると、講座修了後には後見支援員としての活動をしている例が多いが、所沢市の市民後見人養成講座も、後見支援員の養成としての位置づけなのか。越谷市では修了者は後見人として活動しているが、富士見市では支援員として活動している。仮にそのような位置づけだとすると、市民後見人と一括りにした場合、支援員ではなく後見人がやりたかったというような行き違いが出てくると思う。また、25歳という年齢は、大学卒業程度ということで設定したということだが、支援員としてであれば、大学を卒業していなくてもよいと思う。
渡辺委員長	市民後見人の養成については、当然、行き着く先は独立した市民後見人の養成であり、養成講座は市民後見人を養成するシステムであると理解しているが、事務局ではいかがか。
事務局 （小古井主任）	最終的には市民後見人として家庭裁判所から選任されるのが目標である。実際の受任の仕方については、家庭裁判所との調整も必要であり、単独後見になるのか複数後見になるのか、そこについては、今後検討していく必要がある。県内で市民後見人として受任したケースはまだ数少ない中で、実際に講座を修了した方は、まず、法人後見の支援員かあんしんサポートねっとの支援員として活動しているという事例が多いのが現状であり、所沢市でもそのようなスキームを考えてはいるが、法人後見の支援員を育成していくということではない。
渡辺委員長	最終的に選任するのは家庭裁判所なので、講座を修了して実務経験を積んだ人を対象に市民後見人として選任してもらえるような名簿を作成し、それを家庭裁判所に提出するような形がよいのではないか。支援員として活動する期間は、実践編の第二次研修のようなイメージでとらえた方がよいと思う。そして、最終的には、独立した役割を持って、市民後見人として活躍してもらうことを前提に考えていきたい。 募集時の年齢要件の下限を25歳と設定することについて、他にご意見はあるか。事

	<p>務局案で開始してもよいと思うが、例えば、25歳の方が2年間の講座を受講し、1～2年支援員として活動して市民後見人として受任するとすれば、その期間、果たしてその方は何をされているのか、ということが疑問になる年齢ではある。その意味では、富士見市の40歳という設定は現実的であると思う。</p>
<p>田中副委員長</p>	<p>申込み時の対象年齢については広く設定し、現実的には40歳以上の方が受講するであろうという見通しで進めていけばよいのではないかと。若い方で意欲があり、後見活動をする時間とエネルギーのある方を、あえて除外する必要はないと思う。</p>
<p>市来委員</p>	<p>私も実際には40歳以上くらいの方が受講すると思うが、中には若くて意欲のある方もいるかと思うので、幅を広げることはよいと思う。</p>
<p>原口委員</p>	<p>講座の開催について、平日の昼間に設定しているとすれば、仕事をしながらこの講座を受講する方がいるかどうかは、実際に募集してみないとわからないと思う。</p> <p>確認だが、受講申込みの際の基準と候補者名簿への登録の際の基準は同じか。または、登録時には別の基準を設けるのか。</p>
<p>事務局 (小古井主任)</p>	<p>まず、年齢要件は受講申込みの際には設定するが、候補者名簿への登録の際には設けない。繰り返になってしまうが、候補者名簿への登録にあたっては、市内に継続して在住していることや、健康状態、活動を続ける意思などについて確認したい。</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>皆様のご意見を伺い、事務局案のとおり、募集時には25～65歳という年齢制限を設け、候補者名簿への登録の際には年齢が少し上がっていることになるが、そのまま登録するという形で、養成講座を開始するというところでよろしいか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(全委員了承)</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>次に、市民への周知や、啓発活動という観点から、事前説明会への参加等についてどのような工夫ができるか、皆様のご意見を伺いたい。例えば、研修内容や将来の活動、具体的な内容や最終的な活動についての周知啓発について、配慮しておきたい点があれば、ご意見をいただきたい。なるべく、周知啓発時の案内と、実際の講座や修了後の活動の内容にずれがないようにしたい。募集の時点で最終的な活動のイメージについて分かるようにし、そうなりたいという意思を持って、申し込んでいただかないといけないと思う。募集も含めた周知啓発の方法について、ご意見はあるか。</p>
<p>秋田委員</p>	<p>確認だが、資料3に記述がある富士見市について、講座修了後に全員を社協の支援員として雇用することを想定していたものの、実際には4名しか応募がなかったということだが、その理由はどのようなものか。</p>

<p>事務局 (小古井主任)</p>	<p>事前に受講者にその旨のお知らせをしていたわけではなく、市の社協で支援員として雇用する形を想定していたが、実際の養成が終わった段階で募集をしたところ、4名の応募しかなかったと聞いている。</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>所沢市では、受講者に対して事前に養成後の活動のイメージも含めて説明した上で、申し込んでいただけるようにしたい。</p> <p>例えば、所沢社協で支援員として活動するとき、個人の方が実費を出すような場面は想定されるのか。ボランティアとしての活動なのか、報酬が出るものなのか、ということ、募集の段階から説明した方がよいと思う。</p>
<p>事務局 (小古井主任)</p>	<p>基本的には、対価が発生するというので、ボランティアで活動していただくとは考えていないが、そういったことも含めて、事前説明会や募集の段階で、受講者にイメージを持ってもらえるように説明したい。</p>
<p>事務局 (斎藤主幹)</p>	<p>今のところ、基礎編と実践編を合わせて2年間で講座を行うことを考えているが、例えば、既に法人後見を行っている法人に、支援員として受講者の受け入れをお願いするというプログラムを入れて募集をした方がよいか。また、その後、法人から推薦があった方を市民後見人候補者名簿に登録するとして、家庭裁判所がその名簿を採用するのか等については、これから詰めていかなくてはいけないが、そのあたりのことも募集段階から提示した方がよいか。</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>一通りの流れをお伝えした中で、養成講座を開催するのがよいと思う。</p>
<p>事務局 (斎藤主幹)</p>	<p>原委員にお聞きするが、単に市民後見人養成講座を修了しただけの人を家庭裁判所は後見人として選任するものか。</p>
<p>原委員</p>	<p>それは難しいと思う。NPO法人に所属する市民後見人が狭山市で2件受任しているが、それは法人がついているからということであって、単に養成講座を修了した個人の方を、家庭裁判所は直ちに市民後見人として選任することはないと思う。</p>
<p>事務局 (斎藤主幹)</p>	<p>応募人数が減ってしまうかもしれないが、講座を修了したとしても、それだけでは市民後見人として受任するのが難しいということをつかせるようにして募集した方がよいか。</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>そういったことも含めて、一度、この委員会に家庭裁判所から書記官などを派遣してもらい、こちらの趣旨を説明した上で、ご意見をいただければいいか。家庭裁判所は、おそらく何らかの基準を持っていると思う。どこまでお話しただけなのかは分からないが、例えば、家庭裁判所が市民後見人を選任するつもりはないと考えていたら、そもそも土台がずれてしまう。そのようなことはないと思うが、家庭裁判所として、選任す</p>

	<p>るにあたって何を求めるのか、考えを聞けたらと思う。次回の委員会に来てもらえるよう、家庭裁判所に要請してみようと思うがいかがか。</p>
田中副委員長	<p>以前に、市民後見人をいきなり個人として単独での選任はしないが、法人後見の支援員として何年か活動した等の実績があれば選任するかもしれないと聞いたことがある。そのあたりは、家庭裁判所の考え方をぜひ一度確認できればと思う。</p>
渡辺委員長	<p>一連の養成講座が終わってからの支援員としての活動は、家庭裁判所が要望する形で行うことができればよいと思う。</p> <p>周知啓発について、他にご意見はあるか。</p>
植村委員	<p>受講希望者の事前説明会への参加は、必須として考えているか。</p>
事務局 (小古井主任)	<p>必須と考えている。</p>
植村委員	<p>何となく受けたい人や、少し興味・関心をお持ちの方などが事前説明会に行くというわけにはいかないか。</p>
事務局 (小古井主任)	<p>事前説明会については養成講座の受講の意思を問わずに参加できるよう、講演会を兼ねるような形で、広く呼び掛けた上で、実施したいと思っている。</p>
植村委員	<p>そこは、周知活動のPRの場として使いたいのか。</p>
事務局 (小古井主任)	<p>PRも兼ねて行いたい。成年後見制度や市民後見人の必要性などについて話をさせていただくことと併せて、養成講座についての説明や、質疑等の場としたい。</p>
植村委員	<p>広く呼び掛けて募集し、講座の内容についても説明を行うのであれば、場合によっては、説明を聞いてみて、今回は受講を遠慮するという人もいるかもしれない。開催時期については、色々な人が参加しやすい休日や夜などに設定することも検討してほしい。</p>
黛委員	<p>話がそれてしまうかもしれないが、一つ情報提供させていただきたい。</p> <p>今年度、県社協が中心となり、市民後見人養成講座の基礎課程の開催が予定されている。定員は100名程度だが、所沢市で希望があるのであれば、30名程度は申し込みが可能と言われている。</p> <p>この事業の背景としては、土業の先生方に各市町村から養成講座の講師派遣依頼があり、対応が難しい状況があるらしい。また、人口が少ない自治体では市民後見人養成自体があまり促進されていない。そこで、県社協が中心となって養成講座を開催することとなった。日程については、10月から数回にわたり、土曜日または日曜日に行われる。</p>

<p>渡辺委員長</p>	<p>会場はさいたま市なので、所沢市から通う必要がある。他に、市の地域福祉に係る部分の補講を所沢市で行う。受講料は無料であり、基礎課程を修了した方が来年度の実践課程に進むことができる。カリキュラムについては、厚労省が出しているものに沿って行われる。デメリットについては、特にないものと思う。</p> <p>法人後見支援事業についても、所沢だけではなく広域でやったほうが、つながりという面で法人を立ち上げやすい面があると思うので、市民後見人支援事業についても、そういった意味では広域でやることにも意義があると思う。</p> <p>只今の情報提供に関して、ここに所沢市の養成講座を絡めることは可能か。</p>
<p>事務局 (小古井主任)</p>	<p>実際に県社協の養成講座を利用するかどうかは検討が必要であるが、日程的には、今年度に基礎編が行われ、来年度に実践編が行われるので、所沢市で考えている日程案と合致している。デメリットとしては、さいたま市まで通っていただく必要があることがある。また、既に日程と会場も決まっており、市で企画するにあたって想定している時期より早いことから、この講座に参加するとなると、周知啓発も急いで行わないといけない。実際に利用するかどうかは検討が必要だが、少なくとも、これを利用することも選択肢の一つとなり得ると思う。</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>ではそれを含め、市の事業として市民後見人養成講座を行うわけだが、実際にはどこかに委託する必要がある。他市の状況を見ると、全て社協への委託となっているが、事務局で把握している、法人後見をやっている団体は所沢市内にいくつかあるか。</p>
<p>事務局 (小古井主任)</p>	<p>市内では、NPO法人で、市民後見いきいきネット所沢、さいたま成年後見支援センター所沢支部、サマリアの3団体がある。所沢社協を含めると4団体となる。</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>リーガルサポートを例にとれば、この事業について包括的に委託を受けて行うという状況にはない。他の団体についてはどうか。</p>
<p>近藤委員</p>	<p>サマリアの関係でアドバイスさせていただくと、同様に、包括的に受託することはできないと思う。</p>
<p>黛委員</p>	<p>所沢社協では、もともと、品川成年後見センターの斎藤所長も言われているように、市に貢献するなら市民後見人の養成をしないといけないという意見に賛同し、昨年度から法人後見を始めることによって、成年後見制度を理解していくという流れの中で、当然ながら、市民後見人の養成を担っていきたいと考えている。</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>では、この委員会の総意として、市民後見人養成の委託先としては、所沢社協にお願いしたいということよろしいか。</p>

委員一同	(全委員了承)
渡辺委員長	<p>では、委託先は所沢社協にお願いする方向で進めていただきたい。</p> <p>続いて、先程、原委員からご質問があったアフターフォローに関して、養成後の問題や、候補者名簿への登録について、皆さんのご意見を集約していきたい。</p>
原委員	<p>先程の質問と関連することだが、年1回の更新の時に、市民後見人候補者と面談するとあるが、法律は1～2年ごとに改正されることがあるので、ただ単に面談のみで基準を確認するのではなく、委員長が言っていたように、1年に1回の研修を受けないと後見人候補者として登録の更新をしないというような基準を設けることが、質やレベルを維持するためには必要だと思う。</p>
田中副委員長	<p>アフターフォローについては、名簿登録者に対する研修を年に4回行うのではないかな。</p>
原委員	<p>その枠組みの中で、年に4回の研修を受けていない人は、名簿への登録から除外するというような基準が必要かもしれない。</p>
渡辺委員長	<p>修了証の交付について、やむを得ない理由での2日程度の欠席者には交付するという案になっているが、ご意見はあるか。</p>
田中副委員長	<p>その欠席した分の講座の内容が、例えば成年後見人の本質的な部分についての講義であったとしたら、それを受けない状態で登録していいのかという疑問が残る。</p> <p>例えば、その内容について課題を出してレポートを提出していただくような、一定のスクリーニングをかけるのが必要ではないかと思う。</p>
事務局 (小古井主任)	<p>まず、資料には2日という数字を記載したが、実際には、全体で何日あるうちの2日かということもあるため、あくまで目安としてとらえていただきたい。欠席を可とする日数については、全体の日程の組み方にもよるので、実際に検討していく中で詰めていくこととしたいが、概ね全過程を受講したと認められ、必要な素養、知識などを身につけたと言えるかどうか重要であり、その基準については、今後考えていきたい。</p>
渡辺委員長	<p>全ての講義に対してビデオ撮影は行うか。ビデオを撮っていれば、ビデオによる補習ができる。これまでのご意見を踏まえて、やむを得ず欠席した場合には、欠席した分の講義をどうフォローしていくかという方向で再度検討していただきたい。また、候補者名簿の登録者に対して年4回の講習をすることは、事前説明会で提示した方がよい。</p>
田中副委員長	<p>候補者名簿登録者への研修について、年4回程度と記述があるが、市民後見人活動支援では年1回研修を行うと書いてある。これはそれぞれ別に行うのか。</p>

<p>事務局 (小古井主任)</p>	<p>市民後見人活動の支援として年1回程度行う研修は、実際に市民後見人として受任し、活動するに至った場合、それなりの責任が生じ、荷が重いとすることが場面によっては想像できる。そういったことを踏まえ、後見活動への意欲の維持などのために行うものと考えている。</p> <p>また、名簿登録者への年4回の研修については、例えば法人後見の支援員として活動しており、まだ市民後見人としての受任には至っていないような方を含めて対象とし、実施することを考えている。</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>他にご意見はあるか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(特になし)</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>では、市民後見人の養成については皆さんの意見は出尽くしたと考える。</p> <p>実際に市民後見人として受任する段階に向けては、後見監督人を所沢社協が担うのか、また、その上で市民後見人は活動していけるのかということも考えようと思ったが、最初に、所沢社協ではやらないというご意見をいただいた。</p>
<p>黛委員</p>	<p>今後一切やらないところまでは決めているわけではないが、現状では難しいだろうというところで、話が止まっている状況である。</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>今後、家庭裁判所が市民後見人を選任する際には、所沢社協が難しければ、弁護士会か司法書士会に対して監督人をつけるよう要請があるかもしれないので、その部分は、各士業の名簿登載者でフォローする可能性があるかもしれない。</p> <p>また、家庭裁判所が監督人をつけることを条件に、市民後見人を選任してもいいと考えているかもしれないので、先に申し上げたとおり、一度この委員会にお呼びして、皆さんから質問していただくような、実務の流れの中で意思疎通ができるような仕組みを作っていきたいと思う。</p>
<p>事務局 (小古井主任)</p>	<p><u>(2) その他</u></p> <p>今年度は、委員会を全3回開催することを考えている。その中で、本日、委員長からご提案いただいたように家庭裁判所の方をお呼びして、実際に考え方をお聞きする場についても検討していきたい。開催時期については、昨年度は11月と2月を目安として申し上げていたが、議題の内容も含めて再度調整し、なるべく早めにお知らせできるようにしたい。</p>
<p>渡辺委員長</p>	<p>他にご意見やご質問はあるか。</p>
<p>近藤委員</p>	<p>今後の流れの確認だが、広報活動を経て、事前説明会を10月頃行い、1月ぐらいから基礎講座が始まるというイメージでよいか。</p>

事務局 (小古井主任)	<p> 黛委員から情報提供いただいた県社協が行う講座への参加をしない場合には、今後、業務委託を行い、その中で講座内容の検討を進め、10月以降に募集をかけ、年内には事前説明会を行い、年明けに基礎講座を行う予定である。基礎編のカリキュラムは21単位であり、4日程度で開催できるような分量なので、無理のないスケジュールだと考えている。 </p>
近藤委員	<p> 広報活動をするにあたり、どのような内容を載せるかということについて、本日の委員会でもいくつか案が出ていたが、それをもとに進めていくのか。もしくは、広報活動をする前に、改めて委員会で意見を出しあうのか。 </p>
事務局 (小古井主任)	<p> 次回の委員会の設定の時期については、例えば、広報をする前段階で、募集要領の案をお示しし、確認していただくという機会にするのも一つかと思うが、家庭裁判所の方に来ていただく件についての調整を含め、内容、時期も含めて検討し、お知らせしたいと思う。 </p>
近藤委員	<p> 募集が始まってしまえば、委員会へは状況報告をする程度になると思うので、それ以降の段階で委員会が開催されるのであれば、意見を出しにくいと感じた。 </p>
事務局 (北田課長)	<p> 次回については、募集開始より前に、委員会を開催したいと思う。最終的に、委員の皆様のご意見を踏まえた形で募集を開始するのが一番良いと思うので、そのような方向で調整させていただきたい。 </p>
渡辺委員長	<p> では、募集の前には、できる限り、この委員会で最後の確認をさせていただくという形で進めたい。 他にご意見はあるか。 </p>
近藤委員	<p> 市民後見人の活動支援の中で、相談・助言をする場があるが、誰がどういった形で相談・助言するのか、また、どこまでの関与を予定しているものか。もし関与が深すぎると、市民後見人が不祥事を起こしたときに、所沢市が深く関わっていたということで責任追及されかねない。誰がどのように相談・助言をするのか、今後の課題としていただきたい。 </p>
渡辺委員長	<p> では、本日の議題についてはすべて終えたので、事務局にお返りする。 </p>
事務局 (齋藤主幹)	<p> 3. 閉 会 閉会を宣言した。 </p>